

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議 設置要綱

(目 的)

第1条 小笠原諸島世界自然遺産地の適正な管理のあり方を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行うため、「小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議(以下「地域連絡会議」という。)」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。

(検討事項)

第2条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 小笠原諸島世界自然遺産地域(以下「遺産地域」という)の管理計画に関する事項
- (2) 遺産地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構 成)

第3条 地域連絡会議は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。

(運 営)

第4条 地域連絡会議は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、地域連絡会議に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 地域連絡会議は、重要な事項について検討を深めるため、地域連絡会議のもとに部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 地域連絡会議の事務局は、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村によって構成し、対外的な連絡窓口は関東地方環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、関東地方環境事務所長が務める。

(その他)

第6条 地域連絡会議は、遺産地域の適正な管理に資するため、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会と連携・協力を図る。

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年9月29日から施行する。

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

管理機関（遺産地の保全・管理にかかる法律、条例、規則等を所管する関係行政機関）

関東地方環境事務所
関東森林管理局
東京都
小笠原村

参画機関（遺産地の保全・管理の推進に参画する地元関係行政機関）

小笠原総合事務所

参画団体（遺産地の保全・管理の推進に参画する地元関係団体）

小笠原村商工会
小笠原村観光協会
小笠原母島観光協会
小笠原ホエールウォッチング協会
小笠原島漁業協同組合
小笠原母島漁業協同組合
東京島しょ農業協同組合
NPO 小笠原野生生物研究会
NPO 小笠原自然文化研究所
小笠原環境計画研究所

オブザーバー

関係行政機関
小笠原諸島世界自然遺産地科学委員会
関係行政機関その他事務局長が必要と認める者